【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2021年6月25日【会社名】丸紅株式会社

【英訳名】 Marubeni Corporation

 【電話番号】
 03 - 3282 - 2111 (大代表)

 【事務連絡者氏名】
 総務部長
 縣
 恵

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

 【電話番号】
 03 - 3282 - 2111 (大代表)

 【事務連絡者氏名】
 総務部長
 縣
 恵

【縦覧に供する場所】 丸紅株式会社大阪支社

(大阪市北区堂島浜一丁目2番1号)

丸紅株式会社中部支社

(名古屋市中区錦二丁目2番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年6月24日開催の当社第97回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役13名選任の件

取締役として、國分文也、髙原一郎、柿木真澄、寺川 彰、石附武積、 及川健一郎、古谷孝之、北畑隆生、高橋恭平、翁 百合、八丁地 隆、 木寺昌人、石塚茂樹を選任する。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、木田俊昭、米田 壯を選任する。

第3号議案 <u>取締役(社外取締役を除く)に対する「譲渡制限付株式」及び「時価総額条件</u> 型譲渡制限付株式」の付与のための報酬決定の件

取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、「譲渡制限付株式」及び「時価総額条件型譲渡制限付株式」の付与のため、「譲渡制限付株式」については年額180百万円以内、「時価総額条件型譲渡制限付株式」については年額120百万円以内の範囲で金銭報酬債権を報酬等として支給する。なお、取締役(社外取締役を除く)が発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は、各対象期間(当社の定時株主総会終了後から翌年に開催する当社の定時株主総会までの期間をいう。)において「譲渡制限付株式」については450,000株以内とし、「時価総額条件型譲渡制限付株式」については300,000株以内とする。

(3) 当該株主総会において議決権を行使できる株主の総議決権の数

総議決権の数	17,358,456個
(議決権を有する総株主数)	(187,920名)

(4) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決 されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				(注)1	
國分 文也	12,415,856	351,630	6,413		可決(96.96%)
髙原 一郎	12,565,963	207,684	255		可決(98.13%)
柿木 真澄	12,332,478	441,164	255		可決(96.31%)
寺川 彰	12,572,055	201,592	255		可決(98.18%)
石附 武積	12,460,214	313,433	255		可決(97.31%)
及川健一郎	12,460,384	313,263	255		可決(97.31%)
古谷 孝之	12,436,603	337,043	255		可決(97.12%)
北畑 隆生	12,502,033	271,613	255		可決(97.63%)
高橋 恭平	12,412,449	361,195	255		可決 (96.93%)
翁 百合	12,561,084	210,591	2,227		可決 (98.09%)
八丁地隆	12,609,906	163,742	255		可決 (98.48%)
木寺 昌人	12,606,993	166,655	255		可決 (98.45%)
石塚 茂樹	12,655,972	117,677	255		可決 (98.84%)
第2号議案				(注)1	
木田 俊昭	12,614,307	159,549	255		可決 (98.51%)
米田 壯	12,749,616	24,243	255		可決 (99.57%)
第3号議案	12,583,585	162,133	28,547	(注)2	可決 (98.27%)

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び 出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- (5) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に株主総会に出席した 株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び本総会当日に出席した一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上